



帰省された皆様へ

飛騨高山を

ふるさと納税で

応援してください

ふるさと納税とは、自分が生まれ育ったふるさとや、応援したい都道府県や市区町村への「寄附金」のことで、寄附額のうち、2,000円を超える金額について、所得税と個人住民税から一定限度額まで控除される制度です。

市では、ふるさと納税で寄せられた寄附金とあわせて市も同額を「飛騨高山ふるさと基金」に積み立て、まちづくりを活用することで、寄附者と市、市民が一緒になってまちづくりを進めています。

◆寄附手続きの方法

- 1 クレジットカード、コンビニエンスストア、インターネットバンキングを利用する場合

市ホームページからリンクしている寄附受付画面(F-R-E-G-I 公金支払い)に、パソコンやスマートフォンなどからアクセスしていただくことで手続きしていただけます。

http://www.city.takayama.lg.jp/furusatonozei/index.html

- 2 金融機関窓口、現金書留を利用する場合

用する場合

次のいずれかの方法により寄附申出書を財政課まで送信または郵送してください。

●郵送の場合

〒5006-1855

高山市花園町2丁目18番地

高山市財政課財政グループ宛

●ファクシミリの場合

0577-3513161

●メールの場合

zaisei@city.takayama.lg.jp

※件名は「飛騨高山ふるさと寄附」としてください。

市民の皆様へ

ふるさと納税のPRにご協力をお願いします

ご家族や親せきの帰省や同窓会の機会に、ぜひ、ふるさと納税を紹介してください。ふるさと納税に関して不明な点などありましたら、企画課までご連絡ください。

※寄附募集をかたつた寄附の強要や詐欺行為には十分ご注意ください。市では、お電話などで振込先をお伝えして送金をお願いすることは一切ございません。

ご寄附いただいた皆様には

1. 寄附金の使用道のお知らせやふるさとこの情報をまとめた紙面を翌年にお送りします。
2. 確定申告のご案内を事前にお送りします。
3. 1万円以上のふるさと納税をいただいた市外の方には、お礼の品をお贈りします。

お礼の品(特産品など)について

1万円以上のご寄附をいただいた方に感謝の気持ちを込めてお礼の品(特産品など)をお贈りします(高山市の魅力を市外にPRする観点から市外の方に限らせていただきます)。

ご寄附の金額に応じてカタログの中から好きな品物を1つ選んでいただけます。市ホームページに一覧を掲載していますので寄附申出の際にご確認ください。

今年度より、お礼の品を市内事業者から提案いただいた商品にリニューアルしたところ、大変人気があり、これまで以上に多くの寄附が寄せられています。平成27年4月～7月の寄附状況(カッコ内は前年同期間の金額)

- 寄附件数 1,884件(41件)
- 寄附額 3,646万1,000円(110万7,000円)

